

高島市小規模工事等
契約事業者登録制度
のお知らせ

この制度は、入札参加資格者名簿に登録されていない方（入札参加申請を提出していない方）を対象に、少額で内容が軽易な工事や修繕の受注を希望する方を登録し、市内業者の受注機会を拡大することによって、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

※ただし、本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。

▼対象となる工事等
大工、左官、電気、ガラス、塗装、建具工事等で1件の工事金額が30万円未満のもの

▼登録資格
市内に主たる事業所（本店）または住所があり、入札参加資格者登録をしていない方（建設業の許可の有無は問いません）

▼登録方法
登録申請書等を契約検査課まで提出してください。

- ▼受付期間
3月1日（木）～16日（金）
※水曜日および閉庁日を除きます。
- ▼受付時間
9時～16時30分
- ▼受付場所
高島市役所
契約検査課
- ▼有効期間
平成26年3月31日まで



平成24・25年度 建設工事等入札参加資格の申請

平成24・25年度の入札参加資格審査申請の受付を次の日程で行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- ▼受付期間
※水曜日および閉庁日を除きます。
《市内業者》
○コンサルタント業務および物品・その他業務

有料駐車場の供用開始
日を延期します

近江今津駅前第2駐車場と安曇川駅前第1駐車場については、1月上旬に一時利用有料駐車場（今津は一部無料）として供用開始する予定でしたが、都合により供用開始日を4月1日に延期します。引き続きご不便をおかけしますがよろしくお願ひします。

交通対策課
☎(25)00508

農業委員会委員選挙人名簿への登録申請書は
1月10日まで提出を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日を基準日として、農家の皆さんからの申請に基づき作成します。

耕作をしても、選挙人名簿に登録されていないと、農業委員会委員選挙の投票や農業委員のリコール請求ができませんので、期限までに忘れず申請をしてください。

申請書類は、農家や農地所有世帯を対象に、12月中旬に農地基本台帳補足調査とともに郵送していますが、申請書類がお手元に届か

- 1月23日（月）～31日（火）
○建設工事
2月2日（木）～10日（金）
《市外業者》
○コンサルタント業務および物品・その他業務
1月10日（火）～24日（火）
○建設工事
2月14日（火）～28日（火）

※混雑を避けるため、50音順による指定日を設けています。市ホームページから受付日程表をご確認いただき、ご協力をお願いします。

契約検査課
☎(25)85001

高島市育英資金の
貸与申請受付開始

経済的な理由により高等学校や大学等で学ぶことが困難な方に対して、育英資金貸付基金を創設し、奨学金として学費の一部を貸し付けています。

- ▼申請対象
高島市に本人または保護者が居住している方

経済センサス・活動調査
のお願い

2月1日を基準日とした、経済センサス・活動調査が行われます。

経済センサスとは「経済に関する国勢調査」です。会社やお店など、全国すべての企業・すべての事業所を対象とした調査です。

1月下旬から2月上旬にかけて、滋賀県知事から任命された統計調査員が写真付きの調査員証を身につけて、市内すべての事業所・店舗等を訪問し、調査票を配布、回収します。



《調査についての詳細》

経済センサスコールセンター

☎0120(44)1034
(9時～21時)

総務省統計局ホームページ

経済センサス活動調査

http://www.stat.go.jp/data/

e-census/campaign/index.htm

情報統計課

☎(25)80527

- ▼募集人数
若干名
- ▼貸付額
高等学校・高等専門学校・特別支援学校（高等部）・専修学校（高等課程で修業年限2年以上）
：月額2万円を限度

- ▼償還期間
貸与期間終了後1年の据置期間を含め7年以内
- ▼受付期間
1月4日（水）～18日（水）
※在籍する学校を経由して提出してください。
- ▼選考方法
書類・作文・面接（必要に応じて実施、面接日は後日通知）により決定します。
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

- ▼学校教育課
☎(33)4473



戦後強制抑留者の
皆さへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

▼対象

旧ソビエト連邦またはモンゴルの地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日時点で日本国籍をお持ちの方

特別措置法施行日（平成22年6月16日）以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となりません。

▼受付期間
3月31日（土）まで
まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。
請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、お電話ください。

独立行政法人平和祈念事業

特別基金

事業部特別給付金認定担当

☎0570(056)204

（一）P電話、PISから

☎03(5860)2748
(受付時間) 平日9時～18時